

# 住民税における住宅借入金等特別税額控除

## (住宅ローン控除)について

税務課町民税係内2152

所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場合、翌年度の住民税から控除されます。

対象 平成11年から18年または平成21年から31年6月30日までに入居し、前年の所得税から住宅ローン控除を引ききれない方(年末調整・確定申告の内容により適用されます。)  
 ※平成11年から平成18年の間に入居した方で、「山林所得を有する場合」「確定申告により退職所得の税金を納税する場合」「変動所得・臨時所得を有し平均課税の適用を受

ける場合」に該当する方は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することで、平成21年度以前の控除額算出方法が適用されますので、申告される方は、3月15日までに申告書を提出してください。

### 住民税からの控除額

- 次の①または②のいずれか小さい額
- ①前年分の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
  - ②前年分の所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)

※平成26年4月1日から平成31年6月30日の間の入居で、特定取得(消費税率8%または10%が適用される住宅取得)に該当する方は、前年分の所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円) になります。

ご確認ください

○年末調整で住宅ローン控除を受けた方は、勤務先から役場に提出される給与支払報告書の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載されている必要があります。源泉徴収票を確認し、摘要欄に記載がない場合は勤務先の経理担当者等にご確認ください。

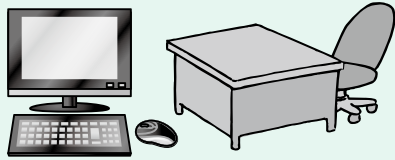
○確定申告をされる方は、二表「特例適用条文等」欄に居住開始年月日の記載をしてください。

### 平成19年、20年に入居した方

所得税で控除期間を15年に延長する特例が設けられているため、住民税から控除することはできません。

## 償却資産の申告はお済みですか

税務課固定資産税係内2154



法人、個人事業主(アパート経営・農業経営も対象)のみなさんが、事業のために使用している機械・器具・備品・所得税の減価償却資産として計上している資産(家屋・自家用車等を除く)等の償却資産は、申告が必要です。今年の申告期限は1月31日までとなっていましたがお済みでしょうか。まだ申告をしていない方は、至急申告をしてください。

## 講演会

# 伊奈忠次の功績と人物像

郷土の偉人・伊奈備前守忠次公の功績や人物像について学びます。

日時 3月26日(日)13時~14時30分  
 場所 県民活動総合センター小ホール  
 定員 300名(先着順)  
 参加費 無料  
 講師 和泉清司氏(高崎経済大学名誉教授)  
 ※2015年9月、Eテレ「知恵泉・江戸を救った男伊奈忠次の防災術」に出演

申 電話または直接窓口へ  
 ※ホームページでも申込可  
<http://www.kenkatsu.or.jp>  
 主催 公益財団法人いきいき埼玉、伊奈町観光協会  
 後援 伊奈町・伊奈町教育委員会  
 問 埼玉県県民活動総合センター生涯学習・地域連携担当 ☎728-7113

### ~伊奈備前守忠次公~

忠次公は、1550年に三河国に生まれ、徳川家康に仕えました。1590年の家康関東入国後は武州小室、鴻巣領1万3千石(1万石とも)を与えられ、小室に陣屋を構えました。代官頭(後の関東郡代)として、関八州(上野、下野、常陸、安房、上総、下総、相模、武蔵)の天領を治め、検地、新田開発、河川改修などに大きな功績を挙げ、江戸の繁栄をもたらしました。



# 犬の飼い主の皆様へ

問 環境対策課内2252



**狂犬病の予防注射は、必ず毎年受けましょう**

狂犬病は、撲滅された病気でなく、人を含めたほ乳類に感染し、発症すれば治療法もなく、死亡率はほぼ100%です。狂犬病は世界中のほとんどの国や地域で発症し、毎年5万人以上が死亡しています。日本では、昭和32年以降、狂犬病の発症はありませんが、

**フンは必ず持ち帰りましょう**

散歩中にフンをしてしまったときは、きちんと家まで持

これは法律ですべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。海外から狂犬病を侵入させないために必ず年1回の狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

## 資源回収団体奨励補助金制度

ごみの減量と資源の有効利用を図るため、資源物の回収を行った団体に補助金を交付します。

**対象** 町内の地域住民で組織・運営している自治会・子ども会・その他営利を目的としない団体で、次に掲げる要件を備える団体。

①資源回収を地域住民自らの手で継続的に実施できる団体

②おおむね20世帯以上の参加がある団体

**補助対象になる資源物**

古紙類、ビン類、繊維類、空きカン、金属類

**補助額**

1キログラム当たり4円

問 手続き等詳しくは環境対策課内2253へ



埼玉県条例により原則として犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や小さな犬であっても周囲の人の急な行動や大きな音などで攻撃的な行動をとったりする場合があります。また、公共の場には「犬が苦手」、

**リードでつなぎましょう**

散歩中にフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰って処理しましょう。飼い主としてのマナーです。公共の場所または他人の土地に愛犬のフンを埋めることは正しい処理ではありません。必ず持ち帰って処理しましょう。

## 「紙製容器包装」の分別にご協力ください

可燃ごみの中に含まれる紙類のさらなる再資源化を図るため、新聞・雑誌・段ボール等とともに、紙リサイクルマークのついた紙類を「紙製容器包装」として古紙の収集日に収集しています。



対象となる紙類は、お菓子や玩具の紙箱や包み紙、紙袋などで、「紙リサイクルマーク」のついているものです。

なお、次のものについては再資源化できないため、可燃ごみの日にお出してください。

**出せないもの** 油や食品などで汚れた紙、洗剤や線香などにおいがついた紙、ファックスやレシートなどの感熱紙、シュレッダーにかけた紙くず、複写式のカーボン紙

問 環境対策課内2253

**ペットを捨てるなどの行為は犯罪です**

犬や猫などの愛護動物を殺傷した者は、2年以下の懲役または200万円以下の罰金、または200万円以下の罰金、遺棄・虐待した者は、100万円以下の罰金が科せられます。飼い主は、最後まで愛情と責任を十分に自覚して、ペ

「犬が怖い」と思う方もいます。リードでつなぐことはもちろん、犬のつつさの行動に対応できるように、リードは短めに持つてお散歩することが大切です。

**ペットの適正飼養啓発プレート**

ペットがその命を終えるまで飼育が続けましょう。

町ではペットの飼養に関するマナーでお困りの方に、各種適正飼養啓発プレートを無償で配布しています。ご希望の方は、環境対策課窓口までお越しください。

**適正飼養啓発プレート一覧**

- ・フン害防止プレート
- ・放し飼い防止プレート
- ・捨て犬、捨て猫防止用プレート